

客観的法性と主観的法性

中野 弘三

0. 序

法表現 (modal expression) が表す法性 (modality) には、従来から、客観的法性 (objective modality) と主観的法性 (subjective modality) の区別があることが指摘されている。文が表す事態 (state of affairs) が真である可能性／必然性／蓋然性についての話し手の判断を表す認識的法性 (epistemic modality) を例に取ると、そのような可能性／必然性／蓋然性が客観的証拠に基づいて述べられている場合を客観的法性、そのような可能性／必然性／蓋然性が話し手の主観的な判断に基づいて述べられている場合を主観的法性とするのが従来から存在する常識的な区別である。本稿では、客観的法性と主観的法性を客観的に区別するテストが存在することを示し、この区別が法表現の機能の説明に有用な言語学的に意味のある区別であることを筆者が提唱する「発話の意味構造」分析に基づいて論じる。

1. 客観的認識的法性と主観的認識的法性

Lyons (1977) は言語における認識的法性には主観的認識的法性 (subjective epistemic modality) と客観的認識的法性 (objective epistemic modality) の二種を認めることができるとして主張する。主観的認識的法性とは、命題が真である可能性／必然性についての話し手の主観的判断を表すものである。たとえば、

(1) Alfred *may* be unmarried,

のmayが、Alfred—be—marriedという命題が真であるか否かについての確かな知識を欠くために話し手がその命題が真である可能性を断定的に述べずに、命題が偽である可能性を言外に含めた主観的な推測を表すものとして用いられたものとすれば、この may が表わす法性は主観的認識的法性である。may がこのような法性を表す場合、(1) は次の (2) とほぼ同義である。

(2) Perhaps Alfred is unmarried.

他方、90人から成る集団があり、Alfredがその1人であり、90人中30人が未婚あるが、誰が未婚で、誰が既婚であるかがわからない状況があったとする。この状況で、話し手が、Alfredが未婚である可能性は確率1/3の割合で存在するという自らの知識に基づいて、その可能性を客観的な事実として述べる意味で (1) を発した場合、may は客観的認識的法性を表すものと見なし得る。

(3) Alfred *must* be unmarried.

の*must*についても同様の考え方ができ、同じ90人中30人が未婚であるような集団において、Alfred以外の既婚の60人と未婚の29人が誰であるか確認できた段階で(3)を発した場合の*must*は客観的認識的必然性を表すものと解し得る。しかし、日常の言語使用の場ではこのような*must*は、必ずしも完全に客観的、論理的根拠を持たない話し手の主観的判断を表すことのほうが多い。

主観的認識的法性と客観的認識的法性の相違が言語表現上の相違として現われる例の一つとしてLyonsが指摘している事実は次のようなものである。たとえば、

(4) a. He said that it might be raining in London.

b. It may be raining in London.

のaの文は、bの*may*が主観的／客観的どちらの認識的法性を表す場合でも、その報告として用い得るのに対し、次の文は、この文の話し手が(4)b)を客観的認識的法性を表す文と解釈し、それを報告するという場合にのみ用い得る。

(5) He told me that it might be raining in London.

(4)b)が主観的認識的法性を表す文である場合、それを報告するには次のaかまたはbのような言い方をするのが適当であるという。

(6) a. He told me that he thought it might be raining in London.

b. He expressed the opinion that it might be raining in London.

英語には認識的法性を表す法表現は法助動詞以外にも相当数あるが、Lyonsの主張する主観的／客観的認識的法性という区別に基づいてそれらの法表現を分類すると、明らかに主観的認識的法性を表すと思われる次のaに示した法副詞のグループと、明らかに客観的認識的法性を表すと思われる法形容詞その他の法表現から成るbのグループを認める能够ができる(なお、言語における認識的法表現には、可能性／必然性を表わす表現だけでなく蓋然性を表す表現も含めることができる)。

(7) a. possibly, perhaps, probably, presumably, maybe, certainly, necessarily, surely, etc.

b. it is possible that *p*, it is probable that *p*, it is likely that *p*, it is certain that *p*, it is necessarily the case that *p*, there is a possibility that *p*, there is a probability that *p*, etc.

いま、便宜上、aのグループの表現を「主観的認識表現」、bのグループの表現を「客観的認識表現」と呼ぶことにしよう。後述のように法助動詞も主観的認識表現としての用法と客観的認識表現としての用法を持つ。

2. 主観的認識表現と客観的認識表現の相違点

主観的認識表現と客観的認識表現の間には、Hengeveld (1988)、中野 (1993) は上述のLyons が指摘した相違点以外に、次のような四つの相違点があることを指摘する。まず第一に、主観的認識表現は疑問文中に用いることができないのに対し、¹⁾ 客観的認識表現は疑問文中に用いることができる。

- (8) a. * $\left\{ \begin{array}{l} \text{Possibly} \\ \text{Probably} \\ \text{Certainly} \end{array} \right\}$ is he guilty ? b. Is it $\left\{ \begin{array}{l} \text{possible} \\ \text{probable} \\ \text{certain} \end{array} \right\}$ that he is guilty ?

次に、主観的認識表現はそれ自体を否定することができないのに対し、客観的認識表現はそれ自体を否定することができる。

- (9) a. *Not $\left\{ \begin{array}{l} \text{possibly} \\ \text{probably} \\ \text{Certainly} \end{array} \right\}$ he is guilty. b. * $\left\{ \begin{array}{l} \text{Impossibly} \\ \text{Improbably} \end{array} \right\}$ he is guilty.²⁾

- (10) a. It is not $\left\{ \begin{array}{l} \text{possible} \\ \text{probable} \\ \text{certain} \end{array} \right\}$ that he is guilty.
b. There is no $\left\{ \begin{array}{l} \text{possibility} \\ \text{probability} \end{array} \right\}$ that he will come.

第三に、主観的認識表現は条件や時の副詞節中に生じ得ないのに対し、客観的認識表現はその種の副詞節中に生じ得る。

- (11) a. *If $\left\{ \begin{array}{l} \text{possibly} \\ \text{probably} \\ \text{certainly} \end{array} \right\}$ it is raining, you should take your umbrella.
b. If $\left\{ \begin{array}{l} \text{it is } \left\{ \begin{array}{l} \text{possible} \\ \text{certain} \end{array} \right\} \\ \text{there is any probability} \end{array} \right\}$ that it will rain, you should take your umbrella.

第四に、主観的認識表現は話し手の発話時における可能性／必然性／蓋然性についての判断を表すのみで、過去におけるその種の判断を表すことができないのに対し、客観的認識表現は過去における可能性／必然性／蓋然性を表すこともできる。たとえば、

- (12) $\left\{ \begin{array}{l} \text{Possibly} \\ \text{Probably} \\ \text{Certainly} \end{array} \right\}$ he was guilty.

における主観的認識表現が表す可能性／必然性／蓋然性についての話し手の判断は、発話時におけるものであって、過去時におけるものではない。これに対し、客観的認識表現の場合は、次に示すようにそれに含まれる動詞の時制を変えることによって発話時だけでなく過去時における認識的判断をも表すことができる。

- (13) It was $\left\{ \begin{array}{l} \text{possible} \\ \text{probable} \\ \text{certain} \end{array} \right\}$ that he would come, so I went home.

なお、第一の疑問文で用い得るか否かの相違点に関連して、Hengeveld (1988) は、さらに、客観的認識表現を含む文の発話に対しては、次の (14) におけるように、その情報の源を話し手に問い合わせることができるのに対し、主観的認識表現を含む文の発話に対しては、(15) に見るよう、その情報源を話し手に問い合わせることができないという相違点があることを指摘している。話し手の主観的判断を表す主観的認識表現は聞き手の判断を問う疑問文で用いることができないのは当然であるように、話し手の主観的判断を表す主観的認識表現を用いた (15) の Speaker A の発話の情報源は話し手以外の者ではあり得ないことは聞き手に明らかであるはずである。(15) の Speaker B の問い合わせがおかしいのは、情報源が Speaker A であることを承知している Speaker B が Speaker A に情報源を尋ねているからである。

- (14) Speaker A: It is $\left\{ \begin{array}{l} \text{possible} \\ \text{certain} \end{array} \right\}$ that it will rain tomorrow.

Speaker B: Who says so?

- (15) Speaker A: $\left\{ \begin{array}{l} \text{Possibly} \\ \text{Certainly} \end{array} \right\}$ it will rain tomorrow.

Speaker B: *Who says so?

3. 法助動詞の客観的認識的用法と主観的認識的用法

認識的法表現として用いられた場合の法助動詞は、上で述べた 4 点に関しては大体において主観的認識表現としての性格を持つ。すなわち、can, need を除いて、認識的用法の法助動詞は (a) 疑問文中では用い得ず (ただし、以下に示すように例外もある)、(b) 法助動詞自体の意味が否定されることはなく、(c) 条件や時の副詞節中に用い得ず、さらに、(d) 過去の認識的判断を表し得ない。

- (16) a. * $\left\{ \begin{array}{l} \text{May} \\ \text{Must} \\ \text{Should} \end{array} \right\}$ it be true? (cf. It $\left\{ \begin{array}{l} \text{may} \\ \text{must} \\ \text{should} \end{array} \right\}$ be true.)

- b. He $\left\{ \begin{array}{l} \text{may} \\ \text{must} \\ \text{should} \end{array} \right\}$ not be serious. [法性 (法助動詞) 否定でなく、命題否定]³⁾
- c. *If it $\left\{ \begin{array}{l} \text{may} \\ \text{must} \\ \text{ought to} \end{array} \right\}$ be raining, you should take your umbrella.
- d. *He $\left\{ \begin{array}{l} \text{might} \\ \text{should} \\ \text{would} \end{array} \right\}$ be in Tokyo yesterday.

(16 d) の法助動詞は過去の法性 (可能性／必然性／蓋然性) を表さない。したがって、過去時の時の副詞yesterdayと共に不可能なのである。これに対し、客観的認識的法性を表すcan, have toは次例におけるように過去の可能性／必然性を表す。

- (17) a. Since I saw him in Tokyo last Sunday, he *could* not be in Nagoya on the same day.
 b. The statements made by the two witnesses didn't tally. So one of them *had* to be lying. —— Declerck (1991)

法助動詞の場合、上で「大体において主観的認識表現の性格を持つ」と述べたのは法副詞の場合のように例外なく完全に主観的認識表現の特性を備えているのでなく、部分的に客観的認識表現の特性を備えたものや、can, need (および疑似法助動詞have to) のように主として客観的認識表現として用いられるものもあるからである。can, needは認識的用法に用いられた場合でも疑問文に用い得るし、mayの過去形might, willも同様であり、またshouldやought (to) も肯定形では疑問文中に用い得ないが、否定形で疑問文に用いた場合にはやや不自然ではあるが全く容認不可能ではないとするnative speakerもいる。

- (18) a. $\left\{ \begin{array}{l} \text{Can} \\ \text{Could} \\ \text{Need} \end{array} \right\}$ it be true? b. $\left\{ \begin{array}{l} \text{Might} \\ \text{Will} \end{array} \right\}$ he be serious?
- c. ? $\left\{ \begin{array}{l} \text{Shouldn't he} \\ \text{Oughtn't he (to)} \end{array} \right\}$ be there by now ?

(16 b) のような認識的用法の法助動詞を含む否定文は、

- (19) $\left\{ \begin{array}{l} \text{Possibly} \\ \text{Probably} \\ \text{Certainly} \end{array} \right\}$ he is not serious.

と法副詞を含む文にパラフレーズできるように、この種の文では否定辞は命題を否定しているのであって、法助動詞の意味を否定していない。しかし、客観的認識表現のcan, needは対照的に、

これに否定辞が伴うと命題の否定ではなくて法助動詞の否定(法性否定)となる。

- (20) That can't / needn't be true. (=It is not possible/not necessarily true that that is true.)

また、Lyonsによると、(16 c) の例文中のmayが客観的認識的法性を表すものと解釈される場合には、これを含む(16 c)は完全に容認可能であるという。¹¹なお、客観的認識的法性を表すという点では、次のような従節中に用いられたmayやWh疑問文中に用いられたmayは客観的認識的法性を表すと見なすことができる。

- (21) a. It is possible that he *may* come.
b. Who *may* he be?

以上に見てきたように、法助動詞の場合は多くは主観的認識表現としての性格を持つが、一方ではcan, need(疑似法助動詞have to)のように客観的認識表現と見なすことのできるものもあり、また、いま述べたmayのように、主観的認識表現としての性格を強く持つものの、部分的に客観的認識表現としての性格を兼備しているものもある。

4. 遂行的義務的法性と非遂行的義務的法性

これまでの節で認識的法性に客観的認識的法性と主観的認識的法性の区別があることを述べたが、本節では、義務的法性(deontic modality)の場合も二種類の法性に下位分類でき、それらが上で示した認識的法性の二種類の下位分類に対応することを述べる。

英語のような自然言語においては、義務的法性を表す法表現(以下「義務表現」と略す)がしばしば遂行性を合わせ持つ。ただし、一方では遂行性を持たない義務表現もあり、また同一の義務表現が文脈に応じて遂行性を持つ場合と持たない場合が存在し、事態は複雑である。このため、少くとも、言語の義務的法性に関しては、遂行性を含むか否かによって、遂行的義務的法性と非遂行的義務的法性の二種を認める必要がある。英語の法助動詞に関して言えば、許可を表すmayはほとんど常に話し手が義務の源(deontic source)となる遂行的義務表現として用いられるのに対し、⁵¹ have toは常にその義務の源が話し手以外のものである非遂行的義務表現として用いられる。一方、許可を表すcanは非遂行的義務表現としての性格が強いが、文脈によっては遂行性を帯びることもあり、義務を表すmustは多くの場合遂行的義務表現として用いられるが、文脈に応じて非遂行的な意味を表すこともある。

- (22) a. You *may* smoke in here. (=I permit you to smoke in here.)
b. You *can* smoke in here. (=You have permission to smoke in here.)
c. You *must* be back in camp by ten. (=I demand of you that you be back in camp by ten.)
d. You *have to* be back in camp by ten. (=You are obliged to be back in camp by ten.)

通常の場合、()内のパラフレーズに示したように、これらの用例のmay, mustは権限を持った話し手が聞き手に対して許可を与え、要請を行うという遂行的意味を表すのに対し、can, have toは聞き手に許可が与えられ、義務が課せられている状態（この場合、話し手はそのことの報告者である）を表すもので、遂行的意味を含まない。したがって、Leech (1969, 1971) や Antinucci and Parisi (1971) が指摘するように、

(23) Speaker A: Can I smoke in here?

Speaker B: As far as I know you can — there's no notice to the contrary.

のような対話においては、話し手Bがcanの代わりにmayを用いることはできない。文脈から明らかのように、話し手Bは喫煙の許可を与える権限を持つ立場にないからである。

さて、前々節で主観的認識表現と客観的認識表現を区別し、そしてその区別は、1) 疑問文中に用い得るか否か、2) 当の法表現自体の意味が否定され得るか否か、3) 条件・時の副詞節中に用い得るか否か、4) 過去における（当の法表現に関連した）法性を表し得るか否か、という4点に基づいて行った。そして主観的認識表現はこれら4点に関していずれも否定的性格を持ち、反対に客観的認識表現はこれら4点いずれに関しても肯定的性格を持っていることがわかった。ここで主観的／客観的認識表現と本節で問題にしている遂行的／非遂行的義務表現を比較してみると、主観的認識表現が話し手の認識的判断を、遂行的義務表現が話し手の与える許可／義務を表すということで、両者の表す意味が話し手指向的（speaker-oriented）であるという点でこれら二つの表現は類似している。他方、客観的認識表現と非遂行的義務表現は、それぞれ、可能性／必然性と許可／義務が話し手（の主観）を離れて客観的に存在することを表す点で類似している。主観的認識表現が上述の4点に関して否定的性格を持つのはそれが話し手指向的という性格を持つためと考えられるが、同じ話し手指向的性格を持つ遂行的義務表現の場合、問題の4点に関してどのような性格を持つか見てみよう。これまで触れなかったが、典型的な遂行的義務表現といえば命令文である。

(24) Open the door.

という命令文は、当然のことながら、疑問文中、条件・時の副詞節中に用い得ない。また、過去における命令を表すような命令文も存在しない。さらに、(24)の否定形である

(25) Don't open the door.

は、この法表現自体の意味（すなわち、命令）の否定ではなく（換言するとこの文の＜命令＞という発話の力は否定されておらず）、否定的内容の命令である。このように典型的な遂行的義務表現である命令文は、典型的な主観的認識表現、たとえば法副詞と同様、問題の4点のすべてに関して否定的性格を持っている。

では、遂行的義務表現として用いられ得る法助動詞may, mustの場合はどうであろうか。

まず、may, mustが

- (26) { May
 Must } I go home?

におけるように疑問文中に用いられた場合には、許可／義務を与える義務の源は話し手ではなく聞き手であることになるので、疑問文中に用いられたmay, mustは遂行性を持ち得ない。また、

- (27) a. If I *may* say so, your work needs revision. — Hornby (1975)
 b. If you *must* smoke, use an ash-tray. — Leech (1971)

におけるように義務表現のmay, mustが条件の副詞節中に用いられた場合も、疑問文中に用いられた場合と同様、許可／義務を与える者は聞き手であるので、これら法助動詞は遂行性を持ち得ない。

次に、過去における許可／義務を表す法表現が遂行性を持ち得るか否かという点についてであるが、義務表現が遂行性を持ち得るのは、発話時において話し手が許可／義務を与える意味を表す場合のみであるので、かりにmay, mustの過去形が過去の許可／義務を表し得たとしても、それらが遂行性を持つことはあり得ない。現実には許可のmayの過去形のmightは発話時の許可を表し、過去の許可を表さないこと、また、mustには過去の義務を表す過去形がなく、非遂行的義務表現のhave toの過去形が代用される事実に注目されたい。

さらに、may, mustが否定辞を伴う場合、これらの法助動詞の意味が否定されるか否かという点を考えてみよう。mustがnotを伴った次のような文では、()内のパラフレーズが示すように、否定されるのはmustの意味ではなく、命題の内容である。

- (28) You *must not* leave this room. (=I demand of you that you not leave this room.)

一方、mayがnotを伴った次の文では、パラフレーズで示したように、法助動詞mayの意味が否定されている。

- (29) You *may not* leave this room. (=I don't permit you to leave this room.)

このようにmayの場合にのみ法助動詞否定が生じる理由は、中野 (1982) で詳しく論じているので、そちらを参照されたい。

以上に見て来たように、mustとmayは疑問文中および条件の副詞節中では遂行性を喪失し、過去の義務／許可を表し得ず、またmustは否定辞がそれ自体の意味を否定することを許さない。他方、非遂行的義務表現であるcan、have toは疑問文中および条件の副詞節中で用い得ると同時に、過去の許可／義務を表すことができ、さらにこれらが否定辞を伴った場合に否定辞はこれら自体の意味を否定する。

- (30) a. *Can /Do I have to go out?*
 b. If you *can / have to go out*, please do some shopping for me.
 c. In those days only the adults *could talk at table*. — Declerck (1991)
 (cf. *The pupils *might* dance at yesterday's party. — ibid.)

- d. John *had to* stay at home. [c, dともに過去の許可／義務]
- e. You *can't/ don't have to* go out. [法性 (法助動詞) 否定]

これらの事実と上述の典型的な遂行的義務表現である命令文に関する事実を考え合わせると、上で述べたmayと否定辞に関する事実を除けば、

- 1) 疑問文中で用い得るか否か
- 2) 否定辞を伴った場合、否定辞が法表現の意味を否定できるか否か
- 3) 条件を表す副詞節中で用い得るか否か
- 4) 過去の法性を表すことができるか否か

の4点に関して、主観的認識表現と遂行的義務表現、および客観的認識表現と非遂行的義務表現の性格は完全に一致していることがわかる。そこで、便宜上、以下では主観的認識表現と遂行的義務表現を「主観的法表現」、客観的認識表現と非遂行的義務表現を「客観的法表現」と呼ぶことにし、以下では主観的法表現と客観的法表現がなぜ上の1)～4) の4点に関して上述の性格の相違を示すのかを、筆者の提唱する「発話の意味構造」分析に基づいて説明する。

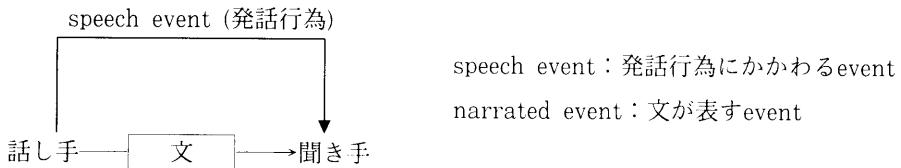
なお、Palmer (1979) が法性の一種と認める動的法性 (dynamic modality) を表す法表現 (以下、動的法表現)、たとえば、主語の意志や能力を表す法助動詞のwill, canは、次に示す1)～4) に関するテストの結果から、客観的法表現に属するものと考えられる。

- (31) a. *Will / Can* John speak Japanese?
- b. John *won't / can't* speak Japanese. [=John is *not* willing / able to speak Japanese. (法性否定)]
 - c. If John *will / can* go to the party, I will go, too.
 - d. John *wouldn't / couldn't* come. [=John was *not* willing / able to come.]

5. 発話の意味構造

コミュニケーションの場においては、当然のことながら、話し手が文を発し、聞き手がそれを理解するということによりコミュニケーションが行われる。その際、話し手から聞き手に伝えられる内容には、文が表す事態 (event) だけでなく、話し手がその事態に対して抱いている心的態度 (psychological attitude) [以下ではこれを命題態度と呼ぶ]、さらにそれを伝達することによって聞き手に対して行う働きかけ (すなわち、発話行為) の意味効果も含まれる。そうすると、文の発話には、次の (32) に示すように、文が表すeventと、発話行為にかかるeventが関与しており、Hengeveld (1989) の用語を借りて前者をnarrated event、後者をspeech eventと呼ぶと、聞き手には文が表すnarrated eventと、発話行為にかかるspeech eventの意味効果の二つの内容が伝達される。

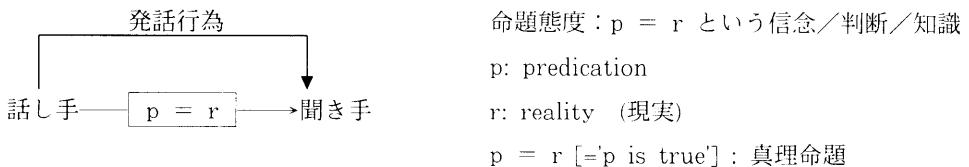
(32) <文の発話>



ここで注目すべきことは、発話の場で用いられる文は、1) narrated eventを表す機能と、2) speech eventの一要素を成し、話し手の命題態度を反映する意味機能、の二つの機能を持つことである。Dik, Hengeveldなどオランダの機能文法学者たちの用語を借りて、文の意味の narrated eventを表す部分を「叙述」(predication)、話し手の命題態度の対象として speech eventの一要素を成し、話し手の命題態度を反映する部分を「命題」(proposition)と呼ぶことにする。

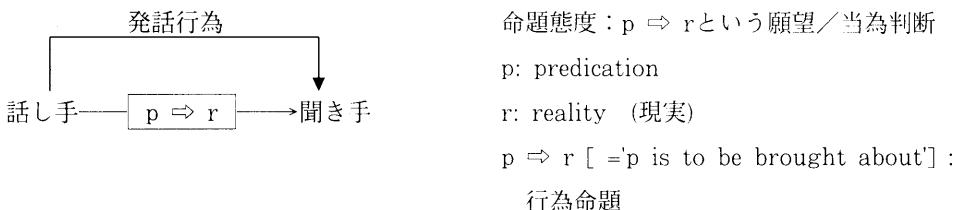
いま John is a fool.という平叙文の発話を考えると、(33)に示したように、この文には「ジョンは馬鹿である」という叙述(predication)が含まれており、この文の発話によって、この叙述に加えて、この叙述が真であるという話し手の命題態度(すなわち、叙述が真であるという信念／判断／知識)が聞き手に伝達され、さらにこの伝達によって話し手から聞き手に「聞き手が知らない情報を提供する」という意図を持った<陳述／主張>という発話行為が遂行されて、その意味効果、すなわち、発話の力(illocutionary force)が伝達される。

(33) <平叙文の発話>



この場合の命題は「叙述が真である (p is true)」というものであるので、これを「真理命題」(truth proposition)と呼ぶこととする。一方、Come here.という命令文は「あなたがここに来る」という叙述を含み、この文の発話はこの叙述の内容に加えて、(34)に示したように、この叙述の内容を実現してほしい(実現すべきだ)という話し手の命題態度を聞き手に伝達する。この場合の命題は「叙述が実現されるべきである (p is to be brought about)」であり、この命題を以下では「行為命題」(action proposition)と呼ぶこととする。

(34) <命令文の発話>



このように文の発話の内容を命題と（命題態度の伝達による）発話行為に分析すると、文の発話によって伝達される意味は次の (35) のようになる。

(35) 文の発話によって伝えられる意味：発話の力 (命題態度 (命題))

||

発話行為 (の意味効果)

文の発話の意味内容を発話行為の部分と命題部分に分けて表示すると、平叙文と命令文の発話の意味構造はそれぞれ (36)、(37) のようになる。

(36) 平叙文の発話の意味構造：IF (PA (TM (p)))
 発話行為部 命題部

(37) 命令文の発話の意味構造：IF (PA (AM (p)))
 発話行為部 命題部

発話の意味構造の発話行為部は発話の力 (illocutionary force, IF) と命題態度 (propositional attitude, PA) に分かれ、命題部は、真理命題の場合は、真理的法性 (truth modality, TM) [=it is true that] + 叙述 (p)、行為命題の場合は、行為的法性 (action modality, AM) [=p is to be brought about] + 叙述 (p) と分かれることになる。

なお、発話行為と命題態度の種類は次のようにある。命題態度に関しては、Fraser (1983), Bach and Harnish (1979) に従うと、次に示すように信念、願望、意志、評価の 4 種に分類される。⁶⁾

- a) 信念 (belief) : 叙述の表す事柄が真 (事実) であるという信念／認識／判断
- b) 願望 (desire) : 叙述が表す行為を聞き手に実行してもらいたいという願望、または
それが聞き手によって実行されるべきだという当為判断
- c) 意志 (intention) : 叙述が表す行為を話し手自らが実行しようという意志
- d) 評価 (evaluation) : 叙述が表す事実に対する話し手の心的評価

さらに、発話行為はこれら 4 種類の命題態度を伝達するところから、それに対応して、1) 陳述表示型、2) 行為指導型、3) 行為拘束型、4) 感情表明型の 4 つのタイプに分類される。

1) 陳述表示型：叙述が真であるという話し手の「信念」を聞き手に伝達し、知らせることを発話の目的とするもの。

[この型の発話行為 (SA) 動詞の例： admit, agree, assert, claim, declare, inform, maintain, predict, prophesy, report, say, state, tell]

2) 行為指導型：叙述の表す行為を聞き手に実行してもらいたい (聞き手が実行すべきだ) という話し手の「願望 (当為判断)」を、実行させるよう聞き手に仕向けることを発話の目的とするもの

[この型のSA動詞の例： ask, beg, command, demand, implore, instruct, order, permit, plead, prohibit, question, request, require, solicit]

- 3) 行為拘束型：話し手が叙述の表す行為を自ら実行しようという「意志」を持ち、その「意志」を表明し、行為の実行を請け合うことを発話の目的とするもの。

[この型のSA動詞の例： bet, guarantee, offer, pledge, promise, swear]

- 4) 感情表明型：話し手が叙述の表す事柄に対してなんらかの「心的評価」を持ち、それを聞き手に表明することを発話の目的とするもの。

[この型のSA動詞の例： apologize, compliment, condole, deplore, thank]

6. 否定文、疑問文、条件節の発話の意味構造

平叙文の発話は上述の陳述表示型の発話行為を遂行し、この場合の話し手の命題態度は「信念」である。「発話の力」を 'I SAY to you'、「命題態度」を 'I BELIEVE'、「命題的法性+叙述」を 'TRUE (p)' と表示して、たとえば、

- (38) John is guilty.

という平叙文の発話の意味構造を (36) の平叙文の発話の意味構造の基本形式に基づいて分析すると次のようになる。

- (39) I SAY to you (I BELIEVE (TRUE (John is guilty))) [=I say to you that I believe
 IF PA TM p that it is true that John is guilty.]
 発話行為部 命題部

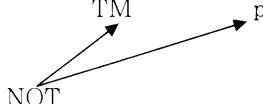
ここで、(38) に否定辞が付いた否定文

- (40) John is *not* guilty.

の場合を考えると、Lyons (1977 Ch. 16) の指摘によると、

- (41) i) It is true that John is *not* guilty.
 ii) It is *not* true that John is guilty.

の二通りに曖昧である。この二通りの解釈があることは (39) の分析に従うと、次に示すように、否定辞notが (39) の発話の意味構造の命題部のTMないしはpを否定していると考えることによって説明できる。

- (42) I SAY to you (I BELIEVE (TRUE (John is guilty)))
 IF PA TM p
 NOT
- 

ここで重要なことは、(40) の否定文における否定辞は発話の意味構造の命題部を否定するが、発話行為部は否定しないということである。Lyonsも述べているように、否定辞が発話行為部のIFを否定することを表すには次の (43 a) のように、PAを否定することを表すには (43 b) のように、それぞれ、発話行為動詞や思考動詞を用いてそれらの動詞を否定する形式にしなければならない。

(43) a. I don't say that John is guilty.

b. I don't believe that John is guilty.

すなわち、(40) のような普通の形式の否定文は、命題部否定の解釈しかないということである。

同様のことが疑問文にも観察される。

(44) Is John guilty?

のような疑問文の発話の意味構造は、概略、次のようなものと分析できる。なお、疑問文は行為指導型の発話行為を遂行し、命題態度は「願望」であり、命題部は疑問演算子 (Q) を含む。

(45) I ASK you (I DESIRE to know (Q TRUE (John is guilty)))
 IF PA TM p

[=I ask you, because I want to know, whether it is true that John is guilty.]

ここに見るように、疑問文で疑問化される（すなわち、疑問演算子の作用域に含まれる）部分は発話の意味構造の命題部のみであって、発話行為部は疑問化されない（疑問演算子の作用域に含まれれない）。もし発話行為部が疑問化されるとすれば、(44) の疑問文の解釈に、

(46) a. Do I ask you whether John is guilty?

b. Do I want to know whether John is guilty?

といった意味に解釈される可能性が存在するはずであるが、(44) にはこのような解釈は存在しない。

時制の問題も同様である。過去時制を含む

(47) John was guilty.

は次の(48)の意味は持つものの、(49 a) や (49 b) の解釈を持つことはない。

(48) It was true that John was guilty.

(49) a. I said that John was guilty.

b. I believed that John was guilty.

このことは過去時制が関わり、過去のことを表すのは命題部の内容であり、発話の意味構造の発話行為部に関わることはないということを示す。

また、節を条件節として用いた場合（以下、節の「条件化」と呼ぶ）、条件節はある事態を仮想の出来事ないしは事実として想定し、その条件が成立した場合の帰結に結びつけていくものであるので、仮想の事態を表す条件節にはその事態が現実の事実であるという話し手の信念／判断（命題態度）は含まれず、また、条件節そのものが発話行為を遂行することもない。従って、条件節に含まれるもののは命題部であって、発話行為部ではあり得ない。

以上の考察から、次の結論が得られる。

(50) 文（節）が否定、疑問化、条件化された場合、また、過去時制を含む場合、否定、疑問化、条件化の対象となるのはその文（節）の発話の意味構造の命題部（TM または p）のみであり、また、過去時制は命題部のみの時を表す。

(51) 文の発話の意味構造の発話行為部は専ら話し手の聞き手に対する働きかけ、ないしは話し手の命題態度を表し、話し手および発話の場中心的であるので、発話行為部 (IF, PA) は否定、疑問化、条件化の対象にならず、過去の事柄は表さない。

(50)、(51) は言語の普遍的な原則と考えられるので、この原則を便宜上「非断定文・時制の原則」と呼ぶことにする。ここで、この原則に基づいての主観的法表現と客観的法表現の相違の説明に移ろう。

すでに述べたように、1) 疑問文中で用い得るか否か、2) 否定辞を伴った場合、否定辞が法表現の意味を否定できるか否か、3) 条件を表す副詞節中で用い得るか否か、4) 過去の法性を表すことができるか否か、の 4 点に関して客観的法表現はすべて可であるのに対し、主観的法表現はすべて否である。

(52)	疑問文中	法性否定	条件節中	過去の法性
客観的法表現	○	○	○	○
主観的法表現	×	×	×	×

この事実は、非断定文・時制の原則に従うと、客観的法表現はそれを含む文の発話の意味構造の命題部に含まれ、主観的法表現はそれを含む文の発話の意味構造の発話行為部に含まれるということになる。非断定文・時制の原則からのこの帰結が正しいことは、客観的法表現と主観的法表現をそれぞれ該当の位置に含む発話の意味構造 (53 a, b) が客観的法表現 be possible/probable/certain that と主観的法表現 possibly/probably/certainly の的確なパラフレーズとなっていることから分かる。

(53) a. I SAY to you (I BELIEVE (possible/probable/certain TRUE (that John is guilty))) > It is possible/probable/certain that John is guilty.

b. I SAY to you (I BELIEVE it possibly/probably/certainly (TRUE that John is guilty)) > I believe it possibly/probably/certainly true that John is guilty.
= Possibly/Probably/Certainly, John is guilty.

(53 a) と (53 b) の相違は客観的法表現が真理的法性 (TM) を修飾する要素、主観的法表現が命題態度 (PA) を修飾する要素であるところから生じる。後者の場合は主観的法表現が命題態度 (I BELIEVE) を修飾することによってその意味を顕現化する、すなわち、その意味を含意でなく、「I believe/think. . .」と表明 (express) した場合と同じく明示的に伝えることになると考える。⁷¹

法助動詞の場合もほぼ同様に説明できる。ただし、状況は少し複雑である。can, may, must, need / have to の問題の 4 点に関する振る舞いをまとめると、次のようになる。

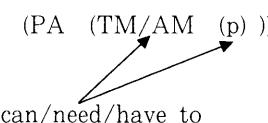
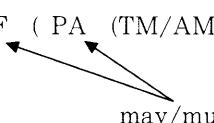
	疑問文中			法性否定	条件節中		過去の法性		
用法	動	義	認	動	義	認	動	義	認
can	○	○	○	○	○	○	○	○	○
may	×	○	×	×	○	×	×	×	×
must	×	○	×	×	×	×	×	×	×
need	○	○		○	○	○	○	○	
have to		○	○	○	○	○	○	○	○

can, need/have toは客観的法表現であるので上述のように問題の4点に関してすべて可である。なお、助動詞needは過去形、義務的用法を持たず、逆にhave toは動的用法を持たないため、現代英語ではneedとhave toは相補的に用いられる。mayとmustの場合はやや不規則で、用法によって違いがあり、義務的用法の場合は疑問文中、条件節中で用いることができる。

- (55) a. *May /Must I go home?*
 b. *I'd like to use your telephone if I may / must.*

これは、疑問文中、条件節中では主観的(遂行的)法性を表すmay / mustの義務の源が話し手から聞き手に変わるため、主觀性を喪失し、客観的法表現となるためと考えられる。義務的用法のmay notが法性否定になる理由は現在のところまだ明確に説明できないが、中野(1982)で述べたように、<不許可>という否定的な発話行為が存在するためと見ている。mayの動的用法は文語の肯定平叙文で用いられるが、⁸⁾ 現代英語では非断定文や過去時制の文脈では用いられない。したがって、動的用法のmayは上の表の該当欄ではすべて×となる。

(54)の結果を(52)と比較すると、若干の不規則性は存在するが、can, need/have toは客観的法表現、may/mustは主観的法表現と見なすことができる。これは、現代英語では可能性系のcanとmay、必然(必要)性系のneed/have toとmustが、それぞれ、客観的法表現と主観的法表現として相補的に用いられているものと考えられる。(54)に見られる法助動詞の振る舞いの相違点は、次のように、客観的法表現としてのcan, need/have toはそれらを含む文の発話の意味構造の命題部に、主観的法表現としてのmay/mustはそれらを含む文の発話の意味構造の発話行為部に関わる意味を表すと分析すると、非断定文・時制の原則によって適切に説明できるものと思われる。

- (56) a. IF (PA (TM/AM (p)))
 can/need/have to

 b. IF (PA (TM/AM (p)))
 may/must


7. 結 語

本稿では主観的法表現と客観的法表現の間に4点に関するテストによって認められる統語的振る舞いの相違が存在することを示し、その相違は、これらの法表現が、それを含む文の発話の意味構造において占める位置に由来することであること、およびその由来は発話の意味構造分析に基づく「非断定文・時制の原則」と呼ぶ言語普遍的な原則を想定することによって適切に説明できることを論じた。

注

- 1) (8 a) の場合、主観的認識表現である法副詞が文頭で用いられているが、法副詞が文中の位置で用いられた場合には容認性の度合いがやや高まる。

? Will he $\left\{ \begin{array}{l} \text{possibly} \\ \text{perhaps} \\ \text{probably} \end{array} \right\}$ come tomorrow?

- 2) *impossibly, improbably* に否定辞がつくと肯定的な意味となるので、主観的認識表現として用いることができる。

Not $\left\{ \begin{array}{l} \text{impossibly} \\ \text{improbably} \end{array} \right\}$ he is guilty.

- 3) この場合の *He must not be serious.* が表す意味は、*can't*を用いて *He can't be serious.* と表現することのほうが多いが、次のように「・・・でないにちがいない」というふうに必然性の判断が強調される文脈では *must not* が用いられる。

To one who believes that life repeats itself, life must not seem exactly what it seems to one who thinks that it comes a single time. — E. Seidensticker, *Japanese and Americans*

- 4) Cf. Lyons (1977), pp. 805–6.

- 5) ただし、改まった言葉使いを必要とする場合には、*may*のほうが *can*より正しい形式として好まれるため、許可を与えるものが話し手でない場合でも、*may*が用いられることがある。案内書で見かける次のような *may* の用法はこのような非遂行的義務表現としてのものである。

Visitors *may* ascend the tower for sixpence.

- 6) 発話行為は i) 対人的行為 (interpersonal acts) と ii) 宣言的行為 (declaratory acts) の 2 種類に分類され、前者は、さらに、陳述表示型、行為指導型、行為拘束型、感情表明型の 4 つの型に下位区分される。ここでの 4 種類は前者の対人的発話行為の 4 つの型に対応するものである。

- 7) 命題態度の顕現化について詳しくは中野 (1990) および中野 (1993) を参照。

- 8) 現代英語における *may* の動的用法の例は、

i) Now, when a sound wave meets an obstacle, it *may* bounce back. — A. Leokum, *Tell me Why*

ii) In fact, breathing in too much ammonia *may* cause death. — ibid.

のような科学関係の読み物や論文に多く見られるが、日常会話ではあまり見られない。

References

- Antinucci, F. and D. Parisi (1971). "On English Modal Verbs". *Papers from the Seventh Regional Meetings*. Chicago : Chicago Linguistic Society.
- Austin, J. L. (1962). *How to Do Things with Words*. London : Oxford University Press.
- Back, K. and R.M. Harnish (1979) *Linguistic Communication and Speech Acts*. Cambridge, Mass.: The MIT Press.
- Declerck, R. (1991) *A Comprehensive Descriptive Grammar of English*. Tokyo: Kaitakusha.
- Dik, S.C. (1989) *The Theory of Functional Grammar*. Dordrecht: Foris.
- Fraser, B. (1983) "The Domain of Pragmatics," in J. Richards and W. Schmidt, eds., *Language and Communication*. London and New York: Longman.
- Hengeveld, K. (1988) "Illocutions, Mood and Modality in a Functional Grammar of Spanish," *Journal of semantics* 6, 227-269.
- _____ (1989) "Layers and Operators in Functional Grammar," *Journal of Linguistics* 25, 127-157.
- Hornby, A. S. (1975). *Guide to Patterns and Usage in English (2nd Edition)*. London : Oxford University Press.
- Leech, G. (1969). *Towards a Semantic Description of English*. London : Longmans.
- _____ (1971). *Meaning and the English Verb*. London : Longman.
- Lyons, J. (1977). *Semantics*. Cambridge : Cambridge University Press.
- 中野弘三 (1982) 「法助動詞と否定」『名古屋大学総合言語センター言語文化論集』第Ⅲ巻第2号
_____ (1990) 「認識法性の由来」 澤田治美ほか (編)『ことばと文学と文化と — 安藤貞雄博士退官記念論文集』 東京：英潮社新社 pp. 121-142.
- _____ (1993) 『英語法助動詞の意味論』 東京：英潮社
- Palmer, F. R. (1974). *The English Verb*. London : Longman.
- _____ (1979) *Modality and the English Verb*. London : Longman.
- Searle, J. R. (1969) *Speech Acts*. Cambridge : Cambridge University Press.
- _____ (1979) *Expression and Meaning*. Cambridge : Cambridge University Press.
- von Wright, G. H. (1951). *An Essay in Modal Logic*. Amsterdam : North-Holland.